

露店等を開設する皆さまへ

(二宮町からのお知らせ)

二宮町火災予防条例の一部改正により、不特定多数の方が集まる催しにおいて、火気器具等を使用する露店等を開設する場合、次のことが義務化されました。

- 1 消火器の準備
- 2 露店等の開設の届出

※露店を開設する皆さまは、事前に対応するようお願いします。

- 不特定多数の方が集まる催しには、自治会のお祭り（地区単位）、学校で行うバザー、近親者によるバーベキューなどは該当しません。
- 火気器具等とは、発電機、木炭こんろ、ガスこんろ、ホットプレートなど、液体燃料、固体燃料、気体燃料、電気を熱源とする器具及び火災の発生のおそれのある器具をいいます。
- 消火器は、『業務用消火器』と記載されているものを準備してください。『住宅用消火器』や『スプレー式簡易消火具』は該当しません。

消火器は、原則として火気器具等ごとに1本の準備が必要となりますが、催しの開設者が同一の場合は共同で設置することができます。（消防署にご確認ください）

- 「露店等の開設届出書」は、事前に消防署へ提出してください。
- 「露店等の開設届出書」は、消防署窓口または二宮町ホームページから入手できます。

露店等の火災予防チェック表

露店等の開設時の注意

- 消火栓や防火水槽から離れていますか。
- 避難に支障はありませんか。
- 消火器は準備してありますか。

ガソリンの貯蔵方法の注意

- 金属製容器に貯蔵していますか。
- 容器のキャップはしっかり締めてありますか。
- 発電機やコンロから離していますか。
- 直射日光が当たらない場所ですか。
- 多数の観客等から十分離れた場所ですか。

ガソリンを発電機に給油するときの注意

- エンジンを停止してから給油していますか。
- 給油する場所は明るい場所ですか。
- 周囲には、火気がありませんか。
- 周囲に人が居ないことを確認しましたか。
- 容器のふたを開ける前に圧力調整弁から圧力を抜きましたか。

発電機

- 燃料は満タンですか。
- 燃料漏れなどの異常はありませんか。

LP ガス

- ボンベの設置は火気から離れていますか。
- ボンベに直接日光が当たっていませんか。
- ボンベが倒れないように固定してありますか。
- ゴム製ホースにヒビ割れ亀裂など劣化はありませんか。
- ゴム製ホースは、ホースバンドでしっかり締めてありますか。
- 開閉弁のない三つ又等の接続器具を使用していませんか。

(ガス漏れの原因となるので使用しないでください。)

避難経路と離隔距離

- 調理器具でバーナーが露出している卓上コンロ(1口)ですと、周囲が木製の場合、最大で15センチ離す必要があります。
- 電気コンロで周囲が木製の場合、最大で20センチ離す必要があります。
- 露店前方には十分な避難スペースがありますか。

その他の注意

- 火を使用する器具の周辺に燃えやすいものはありますか。
- 火を使用する器具ごとに取扱説明書の安全事項は守りましたか。
- 電気器具コードは、たこ足配線になっていませんか。

防火に関するお問い合わせは消防署まで
電話 0463-72-0015
FAX 0463-72-0117